

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの成分規格設定等検討項目

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン	基準値案 （現行基準）
亜鉛 （金属） ＜性状＞	TDI は算出されていない。 ※亜鉛の摂取量に関する上限値と比較し、ミネラルウォーター類、水道水、食事等から亜鉛摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと評価。	平成 15 年改正において、1 mg/L 以上で湯にすると白く濁り、茶の味を損なう例があることから、味覚及び色の観点から評価。 評価値：1.0 mg/L（＝水質基準値） ＜水道法に基づく検査方法＞ フレームレス-原子吸光光度法、フレーム-原子吸光光度法、ICP 法、ICP-MS 法	基準値なし （※飲料水中から検出される濃度では健康上の懸念はない。）	基準値削除 （5 mg/L）
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 （無機物質） ＜健康＞	○硝酸性窒素 ＜非発がん性＞ ヒトの疫学調査において、乳児におけるメトヘモグロビン血症の NOAEL から評価。 TDI：1.5 mg/kg 体重/日 ○亜硝酸性窒素 ＜非発がん性＞ ラットの 13 週間飲水投与試験における副腎皮質球状帯の肥大の NOAEL から評価。 TDI：15 µg/kg 体重/日 （不確実係数：100）	○硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 平成 25 年 3 月生活環境水道部会で、幼児のメトヘモグロビン血症の防止の観点から評価。 評価値：10mg/L（＝水質基準値） ※硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の合計量 ※平成 15 年改正時の基準値 10 mg/L を維持 ※メトヘモグロビン血症の対象物質が硝酸性窒素・亜硝酸性窒素であり、亜硝酸性窒素は自然界では硝酸塩に比べて低濃度で存在し、検査法も同一であることから、一体として考える。 ＜水道法に基づく検査方法＞ イオンクロマトグラフ法	硝酸性窒素：11 mg/L 亜硝酸性窒素：0.9 mg/L （※硝酸イオンおよび亜硝酸イオンの各々が報告され、または試料にて検出された濃度のガイドライン値に対する比の和が 1 を超えてはならない。）	10 mg/L （10 mg/L） ※硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の合計量

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン	基準値案 （現行基準）
亜硝酸性窒素 （無機物質） ＜健康＞	＜非発がん性＞ ラットの 13 週間飲水投与試験における 副腎皮質球状帯の肥大の NOAEL から評 価。 <u>TDI：15 µg/kg 体重/日</u> （不確実係数：100）	平成 25 年 3 月生活環境水道部会で、TDI の寄 与率 10%として評価。 <u>評価値：0.04 mg/L（＝水質基準値）</u> ※平成 10 年の専門委員会の評価にて、極め て低濃度でも影響があることが分かったこ とから、硝酸性窒素との合計量とは別に単独 で評価値を定めることとした ※平成 15 年改正時の暫定値扱いから強化 （平成 26 年 4 月 1 日施行） ＜水道法に基づく検査方法＞ イオンクロマトグラフ法	0.9 mg/L （※人工栄養児におけるメト ヘモグロビン血症の予防のた め（短期暴露）	<u>0.04 mg/L</u> （基準値なし）